

平成24年度 財政援助団体等監査（期） 指摘事項措置状況
《財団法人 計算科学振興財団》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況				
ア 支出に関する事務 財団の決裁規程によると、契約の締結に関すること及び支出命令に関することについては、1件1,000万円以上のものは専務理事の専決事項、1,000万円未満のものは事務局長の専決事項とされている。しかし、1,000万円以上の契約及び支出について、契約にあたっては専務理事までの決裁がなされているものの、支出にあたって事務局長までの決裁しかなされていないものが見受けられた。 決裁規程に基づいた事務処理を徹底すべきである。 （事例） <table> <tr> <td>センター什器（平成22年度未払金）</td> <td>12,894,000円</td> </tr> <tr> <td>研究室増設工事</td> <td>17,850,420円</td> </tr> </table>	センター什器（平成22年度未払金）	12,894,000円	研究室増設工事	17,850,420円	当財団では、決裁規程及び会計規程に基づいて支出事務を行っています。 ただし、両規程の間に用語の不統一があることにより、このような疑義を招く結果となったことは否めないため、両規程における用語の統一を図り、規程を遵守した事務処理であることに疑義が生じないように改善しました。	措置済
センター什器（平成22年度未払金）	12,894,000円					
研究室増設工事	17,850,420円					

